

家屋を取壊した後、令和5年12月31日以前に敷地の売却をした場合

被相続人居住用家屋等確認申請書には、以下の書類の添付が必要です。

書類が用意できない場合やご不明点がある場合は、市民生活課(053-457-2231)までお問い合わせ下さい。

	添付書類	備考
①	亡くなった方の住民票の除票の写し	<b>※原本を提出して下さい。</b> (「住民票の除票の写し」が証明書の名称です。)
②	<b>取壊し日以降に取得した</b> 相続人の住民票の写し ※家を取り壊してから証明書の取得までに2回以上転居している場合は、戸籍の附票の写し	※複数人で相続した場合は、全員分を提出して下さい。 <b>※原本を提出してください。</b> (「住民票の写し」が証明書の名称です。)
③	敷地等の売買契約書のコピー	※ <b>すべてのページ</b> をコピーして下さい。
④	家屋の閉鎖事項証明書	※お近くの法務局で取得できます。 <b>※原本を提出してください。</b>
⑤	以下のいずれかの書類	
	(ア)電気、水道又はガスの使用場所・使用中止日が確認できる書類 <b>※亡くなった後に止めているものに限る</b>	※いずれか一つで構いません。 (別紙を参考)
	(イ)敷地を売却する際に、媒介契約を締結した宅地建物取引業者(不動産屋)が作成した広告	※上物有り、解体更地渡し等空き家があり、解体して売却する旨が書いてあること。 ※広告日が記載されていること。
⑥	家を取り壊した後の更地の写真(譲渡日以前に撮影したもの)	※写真に撮影日を記載して下さい。(手書き可能)

亡くなった方の住所が老人ホームであった場合は加えて以下の書類

	必要書類	備考
⑦	亡くなった方の介護保険証のコピー	
⑧	亡くなった方が施設に入所した際の契約書のコピー	
⑨	以下のいずれかの書類	※⑤で(ア)を用意している場合は、⑨の添付は不要です。
	(ア)電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	
	(イ)取り壊した建物へ外出、外泊した記録のコピー	